

公認会計士法第 34 条の 16 の 3 第 1 項に基
づく業務及び財産の状況に関する説明書類

第 54 期

自令和 04 年 4 月 1 日
至令和 05 年 3 月 31 日

監査法人日本橋事務所

業務及び財産の状況に関する説明書類

第 54 期 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 5 月 31 日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人の名称 監査法人日本橋事務所

所在地 東京都中央区京橋一丁目 10 番 7 号

代表者 統括代表社員 小 倉 明

一．業務の概況

1．監査法人の目的及び沿革

当監査法人は、昭和 27 年創業の個人事務所を基軸に昭和 44 年、監査法人日本橋事務所として創設されました。設立登記は、昭和 44 年 8 月 27 日です。爾来、定款第 1 条に定める監査証明業務に専心してまいりましたが、平成 19 年 5 月、定款第 1 条に第 2 項を新設し、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務を監査法人の目的に加え現在に至っております。

監査法人設立以来、合併や名称の変更はありませんが、東京駅八重洲口再開発計画に伴い、平成 16 年 7 月に主たる事務所の所在地を東京都中央区八重洲一丁目 3 番 8 号から東京都中央区日本橋三丁目 2 番 9 号に変更、また、業務品質の向上及び業務拡充等の観点から令和 5 年 3 月 20 日に現在の本店所在地に移転いたしました。

2．無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

当監査法人は、無限責任監査法人です。

3．業務の内容

(1) 業務概要

当会計年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）は、新型コロナウイルスの感染動向に左右されつつも経済活動の正常化に向けた動きが浸透し、個人消費の回復やインバウンドの持ち直しが徐々に見られる状況にありました。一方、海外では、インフレ圧力の長期化に伴う金融引き締め継続から、景気減速懸念が台頭しており、国内景気回復への影響も懸念される状況にあります。このような経済環境にあつて当監査法人は、金融商品取引法等に基づく監査証明業務の円滑、かつ、効率的な実施をさらに図るとともに、業務の品質管理を充実・強化するための監査調書の電子化を推進するとともに監査担当者の研修等を継続して実施いたしました。この結果、今

年度も堅調に監査証明業務を執行することができました。

なお、非監査証明業務については受嘱の規模が著しく小さいので監査証明業務に特段の影響を与えることなく前会計年度並みに執行することができました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

当会計年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）に新たに開始した業務等、特記すべき重要な事項はありません。

なお、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき、平成 25 年 3 月 21 日付で関東財務局長より経営革新等支援業務を行う者としての認定を受けております。また、平成 26 年 8 月 5 日付で顧客の海外展開等のニーズに応えるための体制構築の一環として国際的な会計事務所ネットワーク Baker Tilly International に独立メンバーとして参画しました。

(3) 監査証明業務の状況

令和 5 年 3 月 31 日現在において当監査法人が関与している被監査会社等の状況は、次のとおりです。

種 別	被監査会社等の数	
	総 数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	20 社	18 社
②金商法監査	1	0
③会社法監査	21	1
④学校法人監査	2	0
⑤労働組合監査	0	0
⑥その他の法定監査	4	0
⑦その他の任意監査	8	0
計	56	19

(注) 大会社等とは公認会計士法第 24 条の 2 に規定する会社をいいます。

(4) 非監査証明業務の状況

当監査法人の定款第 1 条第 2 項に基づく非監査証明業務は、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務ですが、当会計年度（令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで）における受嘱額は、20,562 千円（15 社）です。このうち、大会社等からの受嘱額は 150 千円（1 社）です。

当該非監査証明業務への関与は、専門家としての専門知識及び経験の蓄積並びに判断力の涵養に資するものと考えておりますが、職業倫理及び独立性の遵守に影響を及ぼさず、かつ、高品質な専門業務の提供が可能な範囲での受嘱に限っております。

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

公認会計士監査は、我が国経済の健全な発展を支える重要なインフラの一つであり、財務情報の信頼性確保に対する社会のニーズは、一連の粉飾決算事件や、有価証券報告書の虚偽記載事件の発生等を契機にますます高まってきており、その領域は、企業会計の分野にとどまらず公的部門へと広がってきています。

われわれ公認会計士の使命は、会計及び監査の専門家として、独立した立場において、監査業務を中心とする保証業務を通じ、企業等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に貢献することにあります。

当監査法人は、所員一人一人が会計プロフェッションとしてのこのような社会的使命を自覚し、職業的専門家としての義務を全うし社会的要請に応えることができるよう、独立性及び品質管理に関する行動指針を遵守しながら、明確な目標をもってあらゆる業務に努めると共に、クライアントへの監査・保証サービスの提供及び会計プロフェッションとしての行動を通じて、資本市場の活性化に奉仕することを基本としております。

当監査法人は、これら監査業務の質を合理的に確保するため、監査契約の新規の締結及び更新に関する意思決定、監査計画の策定、監査業務の実施及び監査業務に係る審査等のそれぞれの過程において品質管理のシステムを適切に整備し、運用しております。また、関係する法令の遵守を徹底するため、当事務所内でのチェック体制を整備し、運用しており、当事務所関係者の法令違反等については、広く情報提供を求めため、電子メール及び郵送によるホットラインを設置しております。

品質管理システムの整備及び運用に関しては、品質管理本部が所管しており、副統括代表社員が品質管理本部長の任に就き、品質管理責任者となっております。また、品質管理本部会議議長である統括代表社員が品質管理全般の最終的な責任者となっております。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

基本方針

当監査法人は、監査業務における品質を合理的に確保するため、「監査に関する品質管理基準」及び「監査における不正リスク対応基準」等に準拠して、「監査の品質管理規程」等を制定し、監査業務の基本規程としております。

① 独立性の保持のための方針の策定

当監査法人及び専門要員（監査実施者）が監査業務に係る職業倫理の遵守を合理的に確保するため、誠実性、公正性、専門能力、正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動を内容とする規定を定め、全ての専門要員（監査実施者）にその遵守を求めると共に、遵守状況を確認しております。また、独立性の遵守を合理的に確保するため、全ての専門要員（監査実施者）から、独立性の保持のための方針及び

手続の遵守に関する確認書を入手する等、独立性の保持の状況を確認しております。その他、独立性に対する脅威を軽減または除去するために適切な措置を講ずる体制を整えると共に、監査業務の主要な担当者に対して倫理規則等で定める一定期間のローテーションを義務付けております。

② 監査契約の新規締結及び更新

監査契約の新規締結または既存の監査契約の更新に際しては、関与先の状況、当法人の規模及び組織、能力及び経験を有する監査実施者の確保の状況、利害関係、過年度監査業務実施中の把握事項並びにその他重要な影響を及ぼす事項等を勘案し、適切な監査業務を実施することができるかを判断しております。監査契約締結の適切性に重要な疑義をもたらす情報を入手した場合には、その内容及び重要性の程度により監査契約の辞退の原因となるか慎重に検討及び判断しております。また、一定の要件に該当する場合には、審査部の審査を受けることとしております。

③ 専門要員（監査業務に従事する社員及び専門職員）の採用、教育・訓練、評価及び選任

当監査法人は、専門要員として監査業務を遂行するのに必要な能力と適性を高める資質を備えた誠実な人材の採用に努めております。

教育・訓練については、「教育・研修プログラム」に従い、新人研修を初めとしてキャリア・経験年数に応じて、職業専門家としての定期的な教育・訓練・研修を品質保証部において実施しております。また、監査の現場においては業務執行社員及び幹事・主査（インチャージ）により、監査チームメンバーへ具体的かつ詳細な監査実施の手順・方法に関して積極的に指導（OJT）を行っております。

専門要員（監査実施者）の評価については、業務執行社員及び専門職員（業務執行社員を除く監査実施者）の職階別に、誠実性及び公正性、品質管理及び職業倫理の遵守状況、意欲と担当業務の遂行状況、専門知識の習得状況等を各個別の考慮要素とする人事考課表に基づいて年1回定期的に人事考課を実施しております。専門職員（業務執行社員を除く監査実施者）に対しては偏見偏向が無いように原則として複数の社員により実施しております。社員に対しては、社員相互間及び公認会計士の専門職員（業務執行社員を除く監査実施者）により人事考課が実施されるマルチ評価方式を採用しております。これらにより人事考課の公平性・公正性を確保しており、モチベーションに資するものと位置付けております。

報酬・昇進に際しては、当該人事考課の結果に基づき、社員からの意見を踏まえ総合的な判断により代表社員が決定しております。

監査責任者（業務執行社員）及び監査チームメンバーへの選任に関しては、その責務を果たすのに適切な能力、知識、適性、経験、独立性及び権限並びに業務遂行に十分な時間を確保できる者であることを考慮要件としております。特に専門能力と共に意欲及び積極性については、重要な要素としております。

④ 監査業務の実施

当監査法人は、監査業務の品質を合理的に確保できるように、日本公認会計士協会から公表された委員会報告等を基礎とした監査業務の実施に関する監査マニュアルや監査手続書等を作成し、これに準拠することとしており、監査の実施、監査チームメンバーへの指示、監督及び査閲、監査調書の記録・保存等が合理的に遂行され、監査業務の品質の確保と共に有効性及び効率性も確保されております。

各個別監査業務においては、指定された監査責任者（業務執行社員）を中心に監査チームが構成され、職業的懐疑心を保持して、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、財務諸表における重要な虚偽表示のリスクの評価を行い、このリスクに適切に対応するリスク対応手続を立案する等の的確な監査計画を策定し、これに基づき内部統制運用評価手続及び実証手続を実施することにより、十分かつ適切な監査証拠を入手し、監査意見形成の基礎としております。

このプロセスにおいては、監査チーム内の自由な討議や、PC（パーソナルコンピュータ）を活用して電子データの分析（仕訳テスト、ベンフォード分析等）、再計算、事例検索、文書作成、及びデータ交換・蓄積・保存等も効率的に行っております。さらに、退職給付の年金数理計算や複雑な情報システム等の専門性のある特定分野に対する対応手続については、高度な専門的知識やスキルが必要とされる場合があり、リスク状況を勘案し必要に応じて当該分野の専門家の業務を利用することがあります。

また、当監査法人の人員構成の関係上、監査責任者（業務執行社員）が監査現場に直接出向くことが通常であることから、被監査会社の経営者、監査役等、内部監査部門及び財務部門を初めとした会社関係者との間において、被監査会社の事業・経営の状況のみならず、監査上のリスクや監査環境の変化、監査品質の向上等についても十分かつ深度あるコミュニケーションを実施しており、必要な情報交換及び意見交換を行っております。

専門的な見解の問合せに関しては、監査業務において、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項がある場合には、監査事務所内外の専門的な知識及び経験等を有する者との協議などを通じ、専門的事項に係る見解を得ることとしております。

監査上の判断の相違に関しては、監査上、専門要員間、専門的見解の問合せ依頼者と助言者との間、監査責任者（業務執行社員）と監査業務に係る審査部員との間に判断の相違が生じた場合には、早期にその相違を識別し、部長会あるいは特別審査会で協議を行い、解決することとしております。

⑤ 審 査

監査業務における監査計画及び監査意見表明に関しては、審査部等を設置し、すべての監査業務につき審査を受けることを義務付けております。また、新規の監査契約締結等一定の場合においても審査を受けることを義務付けております。

当監査法人の審査には、複数の審査担当者が会議体で行う合議制審査（審査会）と

特定の審査担当者が単独で行うレビューパートナー審査があります。審査担当者は、十分な知識、経験、能力を有する社員の中から社員総会において選任されております。さらに、重要案件については、上級の審査として部長会審査、特別重要案件については、社員全員で構成される特別審査会で審議することとしております。

⑥ 品質管理システムの監視

当監査法人は、品質管理のうちモニタリング機能を担当する部署としてモニタリング部を設置し、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証を実施しております。品質管理の監視の実施者は、社員の中からモニタリング担当として選任された品質管理担当者とスタッフにより構成され、品質管理に係るチェックリスト等により品質管理システムの整備状況の適切性及び運用状況の有効性につき評価を行っており、不備な部分があれば早急に適切な是正措置を採ることとしています。

⑦ 不正リスク対応基準

「監査における不正リスク対応基準」（平成 25 年 3 月企業会計審議会監査部会）が適用される監査業務については、①不正リスクに対応した品質管理、②監査契約の新規の締結及び更新における不正リスクの考慮、③不正に関する教育・訓練、④不正リスクに対応した監督及び査閲、⑤不正リスクに関連して監査事務所内外からもたらされる情報への対処、⑥不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断した場合等の専門的な見解の問合せ、⑦不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断された場合の審査、⑧監査事務所内における監査実施の責任者の間の引継、⑨監査事務所間の引継、⑩不正リスクへの対応状況の定期的な検証、等の整備運用を行っております。

⑧ 不服と疑義の申立て

専門要員（監査実施者）は、各業務等に関して法令・基準等への違反・抵触や不当な干渉等が疑われる場合に、不服と疑義の申立てとして不当な取扱いを受けることなく監査事業本部及び部長会へ当該報告（内部通報）ができる制度を設けております。当該報告があった場合は、監査事業本部及び部長会は報告された内容について必要な分析・調査を行い、適切な是正措置を採ることになっております。

⑨ 「監査法人のガバナンス・コード」への対応

当監査法人は、監査の果たす公益的な役割及び監査に対する社会からの期待を踏まえ、高度な職業的専門家により構成される監査法人として果たすべき使命及び社会的責任を十分に自覚し、創設以来、監査の品質の維持及び向上に関して最優先事項として取り組んでおり、「監査法人のガバナンス・コード」の求める内容の一部については、業務管理の体制整備と業務運営、また監査の品質管理の一環として既に実施しております。

また、当監査法人の規模や特性及び内外の環境要因等を勘案し、当該コードへ対応することとしておりますが、各原則及び各指針の具体的な適用状況については、当法人のホームページ（<http://nihombashi.or.jp/>）をご参照ください。

⑩ その他

当監査法人は、上記の他、監査事務所間の引継、共同監査、インサイダー取引規制、情報セキュリティ等に関しても規程を設け、遵守しております。また、これら品質管理については、内部統制監査、中間監査及び四半期レビューにも準用しております。

5. 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当監査法人の社員はすべて公認会計士であり、非公認会計士の特定社員は任用されていませんので該当はありません。

6. 直近において公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による協会の調査（品質管理レビュー）を受けた年月

令和 4 年 11 月に公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項の規定による日本公認会計士協会の調査（品質管理レビュー）を受けました。

(参照条文)

(監査又は証明の業務の調査)

第 46 条の 9 の 2 協会は、会員の第 2 条第 1 項の業務の運営の状況(当該会員が公認会計士である場合にあつては、第 34 条の 13 第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項に限る。第 49 条の 4 第 2 項第 2 号において同じ。)の調査を行うものとする。

7. 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることの確認

統括代表社員小倉明は、当監査法人の令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの第 54 期事業年度における独立性保持のための方針策定及び社員等の報酬決定並びに研修に関する事項を含む当監査法人の業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について、品質管理を担う業務管理部、審査部、品質保証部及びモニタリング部より報告を受ける等により、適正であることを確認しました。

8. 他の公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったものに限る。）又は監査法人との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う他の公認会計士の氏名又は監査法人の名称

該当事項はありません。

(2) 提携を開始した年月

該当事項はありません。

(3) 提携上の提携の内容

該当事項はありません。

9. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

Baker Tilly International

(2) 提携を開始した年月

平成 26 年 8 月 5 日

(3) 業務上の提携の内容

独立会計事務所として国際的会計事務所ネットワークへの加盟

(4) ネットワーク及びその取り決めの概要

Baker Tilly International は、英国ロンドンに本部を置く、英国大手会計士事務所の **Baker Tilly** が母体となり組織された国際的会計事務所のネットワークです。現在、アジア 24 ヶ国を含め世界 148 ヶ国に展開しており、数ある会計事務所ネットワークの中において、世界第 10 位、またアジア地域においては第 7 位の規模を誇っております。

Baker Tilly International は、幅広い業種及びビジネスに精通した各国の会計、税務及びコンサルティングなどの専門家（会計事務所、税理士事務所、コンサルティング会社など）により構成されており、各国のそれぞれ独立したメンバー・ファームの相互協力を通じて、多様化したクライアントのニーズに対し、常に高品質のサービスを提供することを理念としております。また、監査業務のクライアントに対しては、長期的な視野の下、高品質な監査サービスを継続的に提供すると共に、多様なニーズに対して積極的に対応し提案することも基本方針として掲げております。

特に、国際的に事業展開しているクライアントに対しては、国際財務報告基準 (IFRS) に準拠した連結財務諸表に対するグループ監査など、世界 148 ヶ国のメンバー・ファームが国境を越え、各国のリソースなどを最大限に活用することにより、高品質の国際的業務サービスが提供できる体制を心がけております。

監査法人日本橋事務所は、**Baker Tilly International** に加盟する独立したメンバー・ファームです。国際的なサービス提供及びサービス品質の向上を企図したネットワーク加盟社間での情報交換並びに相互の専門サービス及び新規顧客情報の提供等を行っております。

二. 社員の概況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
14人	—	14人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

該当事項はありません。

なお、当監査法人においては、業務の執行の適正を確保するための措置及び業務の品質の管理の方針の策定等監査法人の活動に関する重要な事項は、特定社員を任用していないのですべて公認会計士である社員からなる社員総会において決定しております。

三. 事務所の概況

当監査法人の主たる事務所の名称は監査法人日本橋事務所であり、東京都中央区京橋一丁目10番7号KPP八重洲ビル4階に所在しています。また、当該事務所に勤務する公認会計士等の数は、次のとおりです。

なお、定款記載事項に変更はありませんが、一. 業務の概況に記載のとおり、令和5年3月20日に東京都中央区日本橋三丁目2番9号三晶ビルから上記に移転しました。

(令和5年3月31日現在)

区分	公認会計士	公認会計士 試験合格者	その他	計
代表社員	3名	1名	1名	3名
社員	11名	1名	1名	11名
職員	26名	8名	17名	51名
計	40名	8名	17名	65名

(注) その他には、米国公認会計士試験合格者及び公認会計士試験科目合格者が含まれています。

四. 監査法人の組織の概要

当監査法人は、最高意思決定機関として社員総会があり、その下に監査業務を執行する監査事業本部と品質管理システムの整備及び運用に係る業務全般を所管する品質管理本部を設置しております。監査事業本部の下には、関与先（クライアント）ごとに編成された二つの監査室があり、それぞれの監査室ごとに監査チームが編成され、監査業務を実施してまいりました。当該監査室は、監査法人設立以来の歴史がありましたが、人的資源の活用の観点から流動性及び機動性等に欠ける一面がありましたので、令和3年4月1日からは、これらを質的に統合し有機的な組織としてさらなる監査業務の機動性及び効率性確保、並びに監査品質の向上に資するよう人的資源を再編成し業務を推進することといたしました。この結果、関与先（クライアント）ごとに監査リスク等を考慮した監査チームを編成することが容易になりました。

また、品質管理本部（本部長：副統括代表社員）には、機能別に業務管理部、審査部、品質保証部及びモニタリング部の4つの部署を設置しており、それぞれの担当業務を執行しております。

品質管理担当者間での情報共有を図る場としては、定期的に行われる品質管理本部会議（議長：統括代表社員）があります。さらに、品質管理本部長及び各部長（監査事業本部長を含む。）により構成される部長会があり、品質管理に係る実務上の取扱事項を審議・決定しております。

五. 財産の概況

直近の二会計年度に係る売上高の総額及びその内訳は次のとおりです。

（単位：千円）

区分	年度	第 53 期	第 54 期
		自令和 03 年 4 月 01 日 至令和 04 年 3 月 31 日	自令和 04 年 4 月 01 日 至令和 05 年 3 月 31 日
売上高			
監査証明業務		668,491	645,531
非監査証明業務		21,644	20,562
合 計		690,135	666,093

（注）上記監査証明業務には、これに付随する旅費受入高（第 53 期 401 千円、第 54 期 578 千円）が含まれています。

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

当監査法人の監査証明業務の状況は、上記のとおりですが、これらのうち公認会計士法上の大会社に該当する被監査会社は、次の 19 社です。

【金商法・会社法監査】

シチズン時計株式会社、NOK株式会社、ニチレキ株式会社、イーグル工業株式会社、スターツコーポレーション株式会社、株式会社ミクニ、株式会社ベルーナ、セントラルスポーツ株式会社、塩水港製糖株式会社、明豊ファシリティワークス株式会社、Oak キャピタル株式会社、株式会社ナガホリ、鉦研工業株式会社、東京都競馬株式会社、セーラー万年筆株式会社、スターツ出版株式会社、日本アイ・エス・ケイ株式会社、株式会社ピククルスホールディングス 計 18 社

【会社法監査】

株式会社 JECC 計 1 社

[別紙 組織図]

令和5年(2023年)3月31日現在

